

## 第492回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和元年 8月5日(月)

午後2時00分～午後2時50分

アイリス愛知 2階コスモス

出席(公益代表委員) 服部会長、中山会長代理、小野木委員、白井委員  
(労働者代表委員) 伊藤委員、木戸委員、浜 委員、舟橋委員、三屋委員  
(使用者代表委員) 浦山委員、江原委員、梶原委員、澁谷委員、志水委員  
(事務局) 木原労働局長、黒部労働基準部長、近藤賃金課長、山田主任賃金指導官、堀井賃金課長補佐、村瀬賃金指導官、高村企画課職員、吉田賃金調査員

### 発言者・発言内容

#### 村瀬賃金指導官

第492回愛知地方最低賃金審議会を開催します。

委員の出欠状況ですが、公益委員代表の池田委員が欠席です。委員の3分の2以上が出席であり、定足数は満たしていること御報告します。

本会議は公開であり、傍聴人があります。本日の資料はお手元に会議次第とともに配付しています。

それでは、これ以後の進行を服部会長にお願いします。

#### 服部会長

議事に先立ち、本日の議事録の署名は、労働者側浜委員、使用者側梶原委員にお願いします。

議題に入ります。議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定について」、専門部会において審議を重ね、本日午前中に開催した第3回専門部会において結審しました。そこで部会長報告を行います。本日配付の資料No.1を御覧ください。私が専門部会の部会長でしたので、私から審議経過について報告します。

専門部会を3回開催し、慎重に調査審議を行った結果、時間額の合意に至り、全会一致で結審することとなりました。

改正内容は、時間額 926円、これは引上額28円、引上率3.12%です。また効力発生日は、10月1日です。報告は以上です。

ただ今の報告について、御意見、御質問はありますか。

( 質問なし )

#### 服部会長

無ければ、専門部会の結論をもって、当審議会の結論としてよろしいか。

( 承認 )

#### 服部会長

では、承認されたものとし、専門部会の結論と同一内容をもって、当審議会の結論とします。

本審議会の結論が得られたので、事務局において答申文(案)を準備してください。

( 各委員に答申文 (案) を配付 )

服部会長

事務局で答申文 (案) を読み上げて下さい。

村瀬賃金指導官

(案)

令和元年 8 月 5 日

愛知労働局長

木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会

会 長 服 部 一 郎

愛知県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和元年 7 月 3 日付け愛労発基 0 7 0 3 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 2 0 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 2 0 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成 2 9 年 1 0 月 1 日発効の愛知県最低賃金 (時間額 8 7 1 円) は平成 2 9 年度の愛知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 9 2 6 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和元年 1 0 月 1 日

別紙 2 については、本日配付資料 No1 別紙 2 と同一内容ですので、読み上げを省略します。 以上です。

### 服部会長

ただいまの答申文（案）に関して、意見等がありますか。

（ 意見なし ）

### 服部会長

意見等無いようですので、この答申文（案）の案を削除し、局長に答申することによろしいですか。

（ 承認 ）

### 服部会長

承認いただきましたので、答申いたします。

（ 会長が答申文を局長に手交 ）

### 服部会長

ここで労働局長から答申に対するお礼の言葉があります。

### 木原労働局長

委員の皆様には非常に暑い時季、最低賃金審議会運営のために大変御苦労いただきました。

さらに、専門部会において審議を重ね、本日愛知県最低賃金改定について答申をいただきましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

今年度の審議でも最終的に全会一致での答申をいただき、公益委員の皆様、労使各側委員の皆様の御尽力に改めて深く御礼を申し上げる次第です。

私ども労働局といたしましては、今後改正されます最低賃金の遵守を図るべく、効果的な広報に努めてまいります。各委員の皆様方には、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

### 服部会長

ありがとうございました。ここで本年度の愛知県最低賃金の改正について、労使双方から総合的なコメントを、まず、労働者側からお願いします。

### 浜委員

労働側としては、誰もが千円ということを訴えさせていただきました。また、労働団体からも意見書の提出があり、そこにも同様に書かれており、その内容を踏まえ審議をいたしました。

目安が出るまでは、千円だとすれば2千時間、1年間働いても結局2百万円程度になり、やはり暮らしを考え、“千円を求める”と、当初は訴えました。

目安が出てからは、目安を重視する必要も踏まえ、審議しました。最終的には目安額で決着をしたいということで労側として受けました。

### 服部会長

ありがとうございました。続いて使用者側委員お願いします。

### 梶原委員

先ほど目安どおりで全会一致という話がありましたが、使用者側委員としては、こういった大幅な引き上げについて大変危惧をしています。そういった中でも中賃で示された目安を一定程度理解せざるを得ないということで賛成という形をとったということは御理解いただきたいと考えています。

企業をめぐる経済情勢、それから将来にわたる社会保障の問題だとか、負担増ということについて、特に中小企業では、経営資源に限りがあり経営に対する影響は非常に大きいと考えます。このような大幅な引き上げが続く中では、事業継続がなかなか厳しいことが予想され、ひいては地域の雇用、それから地域経済に重大な影響が及ぶのではないかと懸念します。

したがって、政府、行政においては、最低賃金引上げだけではなくて、特に中小、零細企業に向けた支援、生産性の向上や取引の適正化に関する支援策を速やかに具体化していただき、実行されることを我々としては強く要望します。

#### 服部会長

ありがとうございました。他に意見はありませんか。

( 意見なし )

#### 服部会長

それでは、公益委員を代表して私から一言お礼を申し上げます。

今年度中賃の目安が遅い時期に決まり、3回の専門部会の議論としてかなり時間的にタイトになったと考えています。その中で労働者側、使用者側、それぞれただいま述べられた各種意見がありました。何とか双方妥協していただき、目安どおりで全会一致になったことについて、公益委員側として各委員にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

続いて、今回の答申を踏まえた今後の手続きについて事務局から説明願います。

#### 近藤賃金課長

ただいま審議会会長より愛知労働局長あて答申がありましたので、意見の要旨を公示します。また、愛知県内の労働者又はこれを使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申出ることができます。よって、本審議会終了後、本日から8月20日火曜日までの間、愛知労働局掲示板に意見及び異議申出の公示を行います。この15日間の間に異議申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることとなり、この期間に異議申出があった場合は、8月21日火曜日当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。その後、仮に本日の審議会からの意見に修正がない場合は、官報掲載を経て、10月1日火曜日を指定した発効を予定いたします。

#### 服部会長

次に愛知県最低賃金専門部会の廃止について審議します。最低賃金審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されています。従って、異議申出に対する対応が終了した時点で専門部会を廃止したいと思いますよろしいでしょうか。

( 承認 )

#### 服部会長

承認いただきましたので、異議申出への対応が終了した時点で、愛知県最低賃金専門部会は廃止とします。

続いて、議題(2)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。愛知地方最低賃金審議会検討小委員会報告について、資料No.2を御覧ください。検討小委員会の池田委員長から説明をいただくところですが、本日は欠席ですので、代わって委員長代理の私から説明をします。

7月3日に特定最低賃金改正の必要性の有無に係る諮問の審議の付託が行われました。今回の申し出があった7業種は、全て労働協約ケースによるものです。検討小委員会では、7月9日から本日午前まで4回にわたり慎重な審議を行いました。その結果資料No.2の別紙、5ページ

にあるように、染色整理業、精密機械器具製造業及び電気機械器具製造業の3業種については、改正決定する必要性ありとすることはできませんでした。その他の4業種、別紙の1(1)から(4)については、全会一致で改正の必要性ありとの結論に至りました。以上報告します。質問はありますか。

( 質問なし )

#### 服部会長

それでは、特定最低賃金の改正の必要性の有無については、検討小委員会の報告の内容をもって、当審議会の結論としたいと思います。

( 承認 )

#### 服部会長

承認されましたので、検討小委員会の報告を、当審議会の結論とします。続きまして、ただ今の報告・審議を踏まえ、愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申を行います。事務局から答申文(案)を準備してください。

( 事務局が各委員に答申文(案)を配付 )

#### 服部会長

それでは、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

#### 村瀬賃金指導官

(案)

令和元年8月5日

愛知労働局長  
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会長 服部 一郎

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和元年7月3日付け愛労発基0703第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の7件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

下記2、3、6及び7については、改正決定の必要性有りとするとの結論に達した。

下記1、4及び5については、改正決定する必要性有りとするとはできないとの結論に達した。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

#### 最低賃金

(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)

- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
  - 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
  - 7 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)
- 以上です。

#### 服部会長

ただ今の答申文(案)について、意見はありますか。

( 意見なし )

#### 服部会長

答申文(案)の(案)を削除し、当審議会の意見として局長へ答申することとします。

( 了承 )

#### 服部会長

それでは、事務局で答申文を準備してください。

( 会長が答申文を局長に手交 )

#### 服部会長

議題(3)「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。先に事務局から諮問内容について説明してください。

#### 近藤賃金課長

ただ今審議会長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。この答申を受け必要性ありとされた特定最低賃金4業種について、これより愛知労働局長より愛知地方最低賃金審議会会長へ額の改正決定についての諮問をいたします。

諮問する4業種は、ただ今の答申の文の上から順に項目2番目、項目3番目、項目6番目、項目7番目になりますが、諮問に当たっては番号を振り出し改めて今から私より業種名を申し上げます。

項目2は、“1 愛知県製鉄業・製鋼圧延業・鋼材製造業最低賃金”として、項目3は、“2 愛知県はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業最低賃金”として、項目6は、“3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金”として、項目7は、“4 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金”として、ただ今より諮問いたします。

#### 木原局長

愛労発基0805第1号

令和元年8月5日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部一郎 殿

愛知労働局長

木原 亜紀生

愛知県の特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記4件の最低賃金の改正決定について、貴審議会の調査審議をお願いする。

なお、4件の業種名につきましては、先ほどの事務局の読み上げと同様ですので省略させていただきます。

（ 局長が、諮問文を会長に手交 ）

**服部会長**

ただ今、局長から当審議会に対し愛知県の特定最低賃金4件についての改正決定の諮問を受けました。よって、最低賃金法第25条第2項に基づき産業別最低賃金毎に専門部会を設置して調査審議を行うこととします。

特定最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について、事務局から説明をしてください。

**近藤賃金課長**

専門部会の設置は、最低賃金法第25条に規定があり、政令である最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。最低賃金法では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされています。

専門部会の委員は、公労使各同数とされ、委員数は9人以内とされています。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命します。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より8月16日金曜日までの間とします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、この4業種の改正につきまして、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から8月20日火曜日までの間、愛知労働局掲示板に掲示します。

**服部会長**

ただ今の事務局説明について、何か質問はありますか。

（ 質問なし ）

**服部会長**

質問がなければ、専門部会設置の手続きを進めます。

最後に、議題（4）「その他」です。何か議事がありますか。

（ 特になし ）

**服部会長**

他に意見、質問等ありますか。

（ 特になし ）

**服部会長**

それでは、本日の審議はこれで終了とします。

(署名欄)

会 長 \_\_\_\_\_ (服部会長)

労働者側代表委員 \_\_\_\_\_ (浜 委員)

使用者側代表委員 \_\_\_\_\_ (梶原委員)

令和元年8月5日 第492回 本審 議事録